国土交通省

東北運輸局宮城運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　〃　：宮城県政記者会》

平成３１年 ３ 月１２日
国土交通省　東北運輸局　宮城運輸支局

仙台市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

平成３０年６月２１日に東北運輸局宮城運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：仙台西観光秋泉バス　株式会社　　代表取締役　小笠原　美紀
（法人番号：５３７０００１０１８４７９）
仙台市太白区秋保町湯向４－１
営業所：本社営業所
仙台市太白区秋保町湯向４－１

２．行政処分等年月日　　平成３１年２月２１日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分（合計８両、６０日間）
平成３１年３月１２日から平成３１年３月１９日まで（４両×８日間）
平成３１年３月１２日から平成３１年３月１８日まで（４両×７日間）

（２）文書警告

４．違反の概要
（１）輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反
（道路運送法第２７条第３項）
①運送引受書交付義務違反
（旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２第１項）
②運転者に対する指導監督義務違反
（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

《問い合わせ先》
東北運輸局　宮城運輸支局　輸送・監査部門
担当：奥、髙貝
℡：０２２－２３５－２５１７（音声ガイダンス３番）